

（速度計）

第54条 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第46条第1項並びに細目告示第70条、第148条及び第226条の規定にかかわらず、速度計は、次の基準に適合する構造とすることができる。

- 一 速度計は、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。
- 二 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度35キロメートル毎時以上（最高速度が35キロメートル毎時未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正15パーセント、負10パーセント以下であること。
- 三 アナログ式速度計（次号に規定するデジタル式速度計以外の速度計をいう。）の指示針の振れは、前号に掲げる状態において、正負3キロメートル毎時以下であること。
- 四 デジタル式速度計（一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。）の表示の単位は、2.5キロメートル毎時以下とする。ただし、20キロメートル毎時未満の速度を示す場合にあっては、この限りでない。
- 五 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであって、運転者をげん惑させないものであること。

2 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、前項第4号中「20キロメートル毎時」を「25キロメートル毎時」に読み替えて適用する。

3 平成20年9月30日以前に製作された軽自動車については、保安基準第46条第2項中「カタピラ及びそりを有する軽自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるものとする。

4 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第46条第2項の規定並びに細目告示第70条、第148条及び第226条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）による改正前の保安基準第46条第2項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第70条、第143条及び第226条の規定に適合するものであればよい

一 平成29年8月31日以前に製作された自動車

二 平成29年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成29年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成29年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成29年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車